

12 割引・減免等（わりびき・げんめんなど）

❓ 問い合わせ先：お住まいの市町など

各事業者が独自に実施していますので、サービスの内容は、必ず各事業者の確認の上、ご利用ください。

★ JR・県内私鉄、バス、タクシー等の旅客運賃割引制度

運送事業者又は路線によって異なることがありますので各運送事業者にお問い合わせください。

交通機関	割引対象の区分		券種	割引率	
				本人	介護者
鉄道 (JR私鉄)	第1種	単独利用	普通(※1)	50%	
		介護者あり	普通、定期、回数券、急行	50%	50%
	第2種	単独利用	普通(※1)	50%	
		介護者あり(12歳未満)	定期	(※2)	50%
県内バス (※3)	第1種	単独利用	普通、定期(割引率30%)	50%	
		介護者あり	同上	50%	50%
	第2種	同上	50%		
タクシー (※3)			(メーター料金)	10%	
航空 (国内線)	各運送事業者又は路線によって異なることがあります。				
船	事業者にお問い合わせください。				

(※1) 片道100kmを超える場合

(※2) 同乗の場合に限り、本人も割引となる事業者もあります。身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」に第1種又は第2種と記入されていない場合は、上記割引は適用されませんのでご注意ください。

(※3) 県内バスの定期券を購入するときやタクシー運賃の割引を受けるときは、身体障害者手帳を提示してください。なお、2以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して割引はできません。また、タクシー運賃の割引については、市町により別途助成制度を実施しているところがあります。高速バス、市町の自主運行バス等対象外の路線があります。また、バスICカードについては、1年ごとに更新が必要です。

けんりつしせつ りょうりょうきん げんめん
★ 県立施設の利用料金の減免

たいしょうしゃ しんたいしょうがいしゃてちょうしょじしゃ かいごしゃ ひとり

対象者：身体障害者手帳所持者とその介護者（1人）

たいしょうしゃ 対象施設	しよざいち でんわばんごう 所在地・電話番号	げんめん そち たいしょうこうもく 減免措置の対象項目
けんりつびじゅつかん 県立美術館	〒422-8002 しずおかしするがくやだ 静岡市駿河区谷田53-2 TEL(054)263-5755	かんらんりょう 観覧料
ちきゅうかんきょうし ふじのくに地球環境史ミュージアム	〒422-8017 しずおかしするがくおおや 静岡市駿河区大谷5762 TEL(054)260-7111	かんらんりょう 観覧料
けんすいさんぎじゅつけんきゅうじよ 県水産技術研究所 ふじょうそんじょう 富士養鱒場	〒418-0108 ふじのみやしいのかしら 富士宮市猪之頭579の2 TEL(0544)52-0311	かんらんりょう 観覧料
けんすいさんぎじゅつけんきゅうじよはまなこぶんじょう 県水産技術研究所浜名湖分場 はまなこたいけんがくしゅうしせつ 浜名湖体験学習施設「ウオット」	〒431-0214 はまつしにしくまいさかちょうべんてんじま 浜松市西区舞阪町弁天島5005-3 TEL(053)592-2880	にゅうかんりょう 入館料
けんえいとしこうえん 県営都市公園		
しずおかけんふじさんくに ・静岡県富士山こどもの国	ふじしかざき 〒417-0803富士市桑崎1015 TEL(0545)22-5555	
あしたかこういきこうえん ・愛鷹広域公園	ぬまづしあしたか 〒410-0001沼津市足高202 TEL(055)924-8878	
しずおかけんくさなぎそうこうらんどうじょう ・静岡県草薙総合運動場	しずおかしするがくくりはら 〒422-8008 静岡市駿河区栗原19-1 TEL(054)261-9265	にゅうえんりょうまたりょうりょうきん 入園料又は利用料金 (詳細は各施設へお問 合わせください)
おがさやまそうこうらんどうこうえん ・小笠山総合運動公園	ふくろいしあいの 〒437-0031袋井市愛野2300-1 TEL(0538)41-1800	
えんしゅうなだかいひんこうえん ・遠州灘海浜公園	はまつしみなみくえのしまちょう 〒430-0844 浜松市南区江之島町1706 TEL(053)442-6775	
はまなこ ・浜名湖ガーデンパーク	はまつしにしくむらくしちょう 〒431-1207 浜松市西区村衛町5475-1 TEL(053)488-1500	
けんりつすいえいじょう 県立水泳場	しずおかしあおいくにしがや 〒421-2116 静岡市葵区西ヶ谷357-2 TEL(054)296-3675	りょうりょうきん 利用料金
ふじすいえいじょう 富士水泳場	ふじしおおぶち 〒417-0801 富士市大淵266 TEL(0545)35-6022	りょうりょうきん 利用料金
けんぶどうかん 県武道館	ふじえだしまえじま 〒426-0067 藤枝市前島2-10-1 TEL(054)636-2332	りょうりょうきん 利用料金

★ 有料道路の料金割引

市町の窓口^{しちやう まどぐち}に申請^{しんせい}し、必要事項^{ひつようじこう}の記載^{きさい}を受けた身体障害者手帳^うを携行^{しんたいしやうがいしやてちやう}して障害者本人^{けいこう}が運転^{しやうがいしやほんにん}する場合^{うんてん}及び^{ばあい}重度障害者^{じゆうどしやうがいしや}（JR運賃割引^{うんちんわりびき}の第1種^{だい}の適用^{しゆ}を受けている方^{てきやう}）が乗車^うして日常的に介護^{かた}する方が運転^{じやうしや}する場合^{にちじやうてき}に、事前^{かいご}に登録^{かた}した自動車^{うんてん}（障害者一人につき^{ばあい}1台^{じぜん}）の通行料金^{とうろく}の50%^{じどうしや}が割引^{しやうがいしやひとり}されます。

ETC利用^{りやう}についても所定^{しよてい}の手続き^{てつづ}を経れば同様の割引^へが受けられます。詳しくはお住まい^{どうよう}の市町^{わりびき}にご相談^うください。詳しくはお住まい^{くわ}の市町^すにご相談^{しちやう}ください。

（中日本高速道路(株) 0120-922-229）

★ 携帯電話基本使用料等の割引

身体障害者手帳^{しんたいしやうがいしやてちやう}、療育手帳^{りやういくてちやう}、精神保健福祉手帳^{せいしんほけんふくしてちやう}のいずれかの交付^{こうふ}を受けている方^うの携帯電話^{かた}の基本使用料等^{けいたいでんわ}が割引^{きほんしやうりやうとう}となります。具体的な割引内容^{わりびき}や率^{ぐたいてき}、手続き等^{わりびきないやう}は契約^{りつ}している電話会社^{てつづ}にご相談^{とう}ください。

★ NTTの無料番号案内（ふれあい案内）

療育手帳^{りやういくてちやう}、精神障害者保健福祉手帳^{せいしんしやうがいしやほけんふくしてちやう}、身体障害者手帳^{しんたいしやうがいしやてちやう}（視覚障害^{しかくしやうがい}1～6級^{きゆう}と肢体^{したい}不自由^{ふじゆう}（上肢^{じやうし}、体幹^{たいかん}、乳幼児期^{にゆうやうじき}以前の非進行性^{いぜん}の脳病変^{ひしんこうせい}による運動機能障害^{のうびやうへん}）1、2級^{うんどうきのうしやうがい}）のいずれかの交付^{きゆう}を受けている方^{こうふ}が、NTT西日本^{かた}へ登録^{にしにほん}いただくと電話番号案内^{とうろく}が無料^{でんわばんごうあんない}で利用^{むりやう}できます。

申込み^{もうしこ}の手続き^{てつづ}や具体的な利用方法^{ぐたいてき}はNTT西日本^{りやうほうほう}（0120-104174）にご相談^{にしにほん}ください。

★ NHK放送受信料の減免

受信料^{じゆしんりやう}が全額^{ぜんがく}又は半額^{はんがくめんじよ}免除^{ばあい}になる場合があります。

詳しくは、NHK放送局^{こうわ}にご相談^{ほうそうきよく}ください。

受信料問合せ：NHK視聴者コールセンター 0570-077-077

ちゅうしゃきんしじょがいひょうしょう
★ 駐車禁止除外標章

と あ さき かくけいさつしよ こうつう だいいち か
問い合わせ先：各警察署 交通(第一)課

ほ こう こんなん しんたい しょうがい かた しゃりょう みづか うんてん また どうじょう かた たいしょう
歩行が困難な身体に障害のある方で、車両を自ら運転し、又は、同乗される方を対象
に、公安委員会の駐車禁止規定の適用が除外されます。原則的に対象となる方は次のと
おりです。詳しくは最寄りの警察署にお問い合わせください。

区 分		対象となる級
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
肢体不自由	上肢機能障害	1級、2級の1及び2級の2
	下肢機能障害	1級から4級までの各級
	体幹機能障害	1級から3級までの各級
	脳性マヒ	1級及び2級 (1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
	移動機能	1級から3級までの各級
内部障害	心臓機能障害	1級及び3級
	じん臓機能障害	1級及び3級
	呼吸器機能障害	1級及び3級
	膀胱・直腸機能障害	1級及び3級
	小腸機能障害	1級及び3級
	免疫機能障害	1級から3級までの各級
	肝臓機能障害	1級から3級までの各級

こうれいうんてんしゃとうせんようちゅうしゃくかんせいど
★ 高齢運転者等専用駐車区間制度

こうれいしゃ しんたい ふじゆう かた にんしんちゅうまた しゅつさん ご しゅうかんいなし かた せんよう
高齢者、身体の不自由な方、妊娠中又は出産後8週間以内の方のための専用
駐車区間です。利用するには、普通自動車を運転できる免許を持つ本人が申請し
て交付された「標章」が必要となります。詳しくは最寄りの警察署にお問い合わせ
ください。

★ 利子等の非課税（障害者マル優制度）

あらかじめ金融機関で手続きをすることにより、預貯金や国債等について、それぞれ元本350万円を限度として利子等が非課税になります。

【対象者】

- (1) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (2) 療育手帳をお持ちの方
- (3) 精神障害保健福祉手帳をお持ちの方
- (4) 障害を支給事由とする年金の受給をされている方
- (5) 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当を受けている方

詳しくは、ゆうちょ銀行（郵便局）、銀行、証券会社等にお問い合わせください。

★ 静岡県ゆずりあい駐車場制度

市町の窓口申請することで、利用証が交付され、公共施設、商業施設等に設置された車いすマークの駐車場が使用しやすくなります。対象者は障害者、要介護

高齢者、妊産婦等で歩行が困難な方です。

詳しくは、お住まいの市町福祉担当課にお問い合わせください。